

「イギリス革命」期、

カトリック同盟のアイerland議会観

山 本 正

【要約】 イギリス革命期にアイerland・カトリック独自の統治組織「カトリック同盟」によって主張されたアイerland議会の対イングランド議会独立論は、アイerland・ナショナリズムの一形態である自治主義の真の源泉として、近年とみに内外の研究者に高く評価されている。たしかに、アイerland、イングランド両議会の関係についてカトリック同盟が主張するところにのみ目を奪われるならば、そうした評価は妥当にみえるかもしれない。しかしながら、カトリック同盟のアイerland議会独立論の契機となったイングランド議会による対アイerland立法行為「募金法」の制定が、結局のところ、国制上の優位をめぐる両議会と国王との闘争の産物である以上、当時のアイerland、イングランド両議会の関係は、それ自体単独としてではなく、国王も含めた三者間の関係の一角として捉えられるべきであろう。そこで、本稿では、従来、顧られなかった国王「アイerland議会関係」についてのカトリック同盟の見解を検討する。そこから、そのアイerland議会独立論の性格が明らかとなるのである。

史料 六八巻五号 一九八五年九月

はじめに

イングランドによるアイerland支配の歴史において、一六四二年三月にイングランド議会が「募金法」を制定したことは、次のような意味で画期的であった。すなわち、直接には前年一〇月に勃発したアイerland・カトリックの反乱を鎮圧し、その所領を大規模に没収すること——のちにクロムウェルのセツルメントとして結実する——を約束したこの法

律が、同時に、それ自体ひとつの王国を形成し、独自の議会有するアイランドに対してイングランド議会が立法権を主張してきた最初の事例でもあったということがそれである。いいかえれば、イングランド議会は、アイランド議会のみずからに対する従属を、この法律によって既成事実化しようとしたということができよう。実際、こうしたイングランド議会の意図は実現するのであって、王政復古以降のアイランドに対する種々の重商主義的抑圧は、ことごとく、イングランド議会の対アイランド立法を通して実施されたのである^①。

もとより、アイランド側に、こうしたイングランド議会の姿勢に対する抵抗が生じなかったわけではけっしてない。じじつ、「募金法」批判を通して、アイランド議会のイングランド議会に対する独立性を確保しようと努力した集団が存在した。「募金法」によってその所領の没収を宣告されたカトリック地主たちが組織した「アイランドの同盟カトリック教徒」Confederate Catholics of Ireland^②（以下、カトリック同盟の呼称を使用する）こそが、それにほかならない^③。

ところで、このカトリック同盟によるアイランド議会独立性の主張（以下、「アイランド議会独立論」と呼ぶ）は、従来、高く評価されてきた。すなわち、それこそアイランド・ナショナリズムの一形態であり、通常一七世紀末から一八世紀後期にかけて、いわゆるプロテスタント優位体制の下にW・モリス・クスやJ・スウィフトが論じ、H・グラタンが実現したとされる自治主義の、真の端緒を為すものだというのである^④。あるいはまた、アイランド史を越えて、これをアメリカ独立革命の思想的源泉と捉えようとする歴史家もいた^⑤。しかしながら、こうした評価は、はたして妥当なものといえるであろうか。

ここで、これらの、もっぱらカトリック同盟が、アイランド、イングランド両議会間に関してのみ、そのあるべき関係について論ずるところを評価したものにすぎず、次のような事実を無視していることを指摘しなければならない。すなわち、「募金法」が、たんにイングランド議会によるアイランドへの立法権の伸張を意味するのみならず、同時に、同議会による国王権力の制約・削減という側面をも有していたということ、これである。それまで国王の専権事項であっ

たアイルランドの土地没収・分配事業を、イングランド議会はみずからの権限の下に実施しようとしたのである。したがって、「募金法」を、「三年議会法」や「星室庁廃止法」、「高等宗務裁判所廃止法」等の延長と捉えることもできよう。そうだとすれば、カトリック同盟の「アイルランド議会独立論」に対しても、それがアイルランド議会と国王との関係についてはどうのような見解にあったのかを考慮したうえでなければ、適切な評価を下しえないのではなからうか。従来の評価に対して筆者が疑問を呈したのは、このためである。

一六四二年夏に議会派と国王派との内戦がはじまると、国王チャールズ一世は、それまで「反徒」と目してきたアイルランドのカトリックとの和平をめざすようになる。その組織たるカトリック同盟が「アイルランド議会独立論」を展開したのも、この国王との、そしてのちにはその代理であるオーモンド侯との和平交渉においてであった。しかし同時に、アイルランド議会と国王との関係についてのその見解もまた、この交渉のうちに看取できるのである。本稿の目的は、それを明らかにすることにほかならない。筆者は、その結果、カトリック同盟の「アイルランド議会独立論」再評価の糸口をつかめるのではないかと考える。

① 「募金法」の国制史的意義については、拙稿「アイルランドにおけるクロムウェルのセツルメントの国制史的意義」『西洋史学』一三五号、昭五九、一九一—三六頁、第一章参照。

② この組織は、当初、一六四二年五月にキルケニで開催されたカトリック聖職者会議に俗界の貴族・ジェントリが参加するという形で発足した。組織内には、立法機関とつづ総称 General Assembly、行政機関として最高評議会 Supreme Council、またその下部機関として地方評議会 Provincial Council や州評議会 County Council を有するなど、いわばアイルランド・カトリック独自の統治組織をそれはなつていたと云えよう。D. F. Cregan, "The Confederation of Kilkenny", in B. Farrell (ed.), *The Irish Parliamentary Tradition*,

1973, pp. 102-115.

③ カトリック同盟の「アイルランド議会独立論」については、前掲拙稿、第二章参照。

④ J. G. Simms, *The Jacobite Parliament of 1689*, 1974, p. 8; do., *Colonial Nationalism*, 1976, pp. 12-18.

⑤ T. L. Coonan, *The Irish Catholic Confederacy and the Puritan Revolution*, 1964.

⑥ チャールズ一世は「一六四一／二年一月一日に、アイルランド・カトリックを「反徒」とみなす旨、宣言した。J. T. Gilbert (ed.), *History of the Irish Confederation and the War in Ireland 1641-1649*, 7 vols., 1882-91 (rep. 1973), vol. I, pp. 253-254. (以下「Ir.

Confed. and War 略す。

⑦ なお、この交渉については二章で検討する。

一 一六四〇年以前の国王とアイランド議會關係

アイランド議會の国制上の地位について、その見解をカトリック同盟が組織として主張するのは、先にも述べたとおり、革命内乱中の国王・オーモンド侯との和平交渉を通じてであるが、それに先立って、その構成員の一部——もとアイランド議會の議員①——には、国制に対する意識を高揚させざるをえない、ある経験がすでに備わっていた。その経験とは、一六四〇—一年のアイランド議會で展開されたストラフォード批判である。実際、このストラフォード批判の内容を検討しないことには、カトリック同盟のアイランド議會観、とりわけその国王との關係に関する見解は理解がたい。そこで、以下ではまず、一六四〇—一年アイランド議會に目を向けることにする。

一六四〇年三月一六日にこの議會が召集されたのは、国王チャールズ一世が対スコットランド戦費を調達するためであった。スコットランドにイングランド国教会の制度・様式を強制しようとして、一六三九年に一度は失敗した——いわゆる第一次主教戦争——チャールズは、再度スコットランド制圧を企てる。こうした強硬な態度は、ストラフォード伯の影響によるところ大であったが、かれはまた、イングランド議會、そしてそれに先立ってのアイランド議會の召集をも進言したのである。兩議會の召集時期に差が設けられたのは、当時アイランド総督として同國議會の操作に絶大の自信をもっていたストラフォードが、かたや一年ぶりの召集で國王政府にとって困難が予想されるイングランド議會——のちに短期議會と呼ばれるのがこれである——に対して模範を示そうとしてのことであった②。実際、アイランドに帰還したストラフォードを前にして、アイランド議會は従順に、提示された徵稅法案を三月三一日に承認し、これに満足したストラフォードは、翌日、議會を六月一日まで停会にし、四月三日には帰英する③。ところが、議會が再開されると、事態は大きく変化した。議會はにわかに反政府的姿勢に転じ、やがてストラフォード批判が本格化するのである④。ところで、こ

こで注目すべきなのは、宗教改革以来、常に対立を続けてきたプロテスタントとカトリックの両派議員が共同戦線を形成したという事実であろう。批判派が政府官僚出身議員などの擁護派を圧倒し、議会が全体として反政府・反ストラフォード的姿勢を取るようになったのは、そのためであった。^⑥ それにしても、従来の互いの根深い敵意を越えて、プロテスタントとカトリックを協調させたものは何だったのか。それは過去八年にわたってアイルランドに君臨した総督ストラフォードへの憎悪にほかならない。

一六三二年にアイルランド総督に任命されたサー・トマス・ウェントワース（のちのストラフォード伯）がみずからに課した使命は、それまで常に王室財政にとって負担でしかなかったこの国を、逆に王室財政を潤わせる富の源泉へと変えることであった。^⑦ その背景には、チャールズがイングランドにおいて議会を召集することなく統治しうる体制を側面から——つまりアイルランドから——支援しようとの意図が働いていたことを忘れてはならない。いわゆるロード体制を、ロード・ストラフォード体制と呼ぶこともあるのは、このためである。とまれ、こうした使命に燃えるウェントワースに、プロテスタント、カトリックの別なく、この国に住み、利害を有する人々の意志を尊重するつもりはなかったことは容易に理解できよう。かれが両派を敵に回すことになった原因も、そこにあった。^⑧

もっとも、歴史的に深い対立関係にあるこの両者が、議会において協調体制を取るには、たんなるウェントワース個人への憎悪以上に、共通の政治的問題が必要であったことはいうまでもない。では、それは何であったのか。国制問題、これである。というのは、ウェントワースは、「ポイニングズ法」という法律を利用して、アイルランド議会の地位ないしは権限を貶めていたからであった。これについては、やや詳しい説明を要するであろう。

そもそも、ヘンリー七世治下の「ポイニングズ法」^⑨は、本来、アイルランド総督の行動のチェックを目的としていた。というのは、当時のアイルランド総督が、百年戦争とそれに続くバラ戦争によって王権がいちちるしく弱体化した結果、事実上、国王の統制外にあったからである。つまり、在地のアングロ・ノルマン系有力貴族

で、代々キルディア伯を世襲していたフィッツジェラルド家が、総督職までも事実上世襲し、アイランド議會を私物化して、恣意的な統治をおこなっていたのであった。^⑩もとより、一四八五年に即位したヘンリー七世が、最初からそうした状態の改善——王権のアイランドへの浸透——に積極的だったわけではない。むしろ、王権が脅かされないかぎりにおいて、フィッツジェラルド家にアイランド統治を委ねておく方が、イングランドからわざわざ官僚や統治費を送り出すよりも、安上りだったからである。^⑪ところが、一四九四年に到って、ヨーク派による王位奪回の陰謀がアイランドを拠点に展開されていることが露見するや、ヘンリー七世は、ときのキルディア伯を総督から解任した。かれがヨーク派に属していることをヘンリーは知っていたからである。もっともヨーク派の陰謀が終熄すると、ヘンリーは一四九六年、キルディア伯を総督に復帰させた。その理由は先に述べたとおりである。ただし、その際、ヘンリーが、もはやキルディア伯に対してアイランド議會私物化の余地を与えなかったことは見逃せない。一四九四年、キルディア伯に代えて総督に任命し、アイランドに派遣したサー・エドワード・ポインングズを通して、アイランド議會に制定させた法律、すなわち「ポインングズ法」は、まさにそのための手段だったのである。では、ポインングズ法はいかにして、アイランド総督による議會の私物化を阻止したのであろうか。

第一に、アイランド議會が国王の事前の承認なしには召集されえなくなったことが挙げられる。形式的には、アイランド総督とその枢密院が、まず国王のイングランド枢密院に議會召集の理由を伝え——国王がアイランド議會の召集を欲する場合でも——、後者がそれを受諾したのちにはじめて、アイランド総督は議會の召集令状を発することができるのである。第二には、議會に提出する法案についても、同様の手続きが必要となったこと。つまり、アイランド総督とその枢密院が共同で起草した法案は、まずイングランドに送付され、国王とイングランド枢密院の承認を得てからアイランドに還付され、その後はじめてアイランド議會に提出されるのであった。なお、議會は、提出された法案を通過させるか拒否するかの二者択一しか許されず、法案修正権は認められていない。かりに法案が修正されたとすると、そ

の修正法案は新法案とみなされ、再度上記の手続きにもとづき、あらためてアイルランド総督からイングランドに送付されねばならなかったのである。こうした措置は一見、アイルランド議会の権限の抑制を狙ったかのようにみえよう。しかし、実際にはこれもまた、アイルランド総督が議会对に圧力を加えて恣意的に法案を修正させる可能性を除去するためにほかならなかったのである。^⑫

ところで、以上から、ポイニングズ法がその本来の効力を発しうるのは、アイルランド総督が国王から独立した立場にあらうとする場合であることが理解されよう。いいかえれば、前者の後者に対する従属的地位が確立してしまえば、ポイニングズ法の必要性は消滅してしまうのである。それどころか、その場合、行政府側（国王ならびにアイルランド総督）にとってポイニングズ法はむしろ厄介な存在であった。先にみたように、ポイニングズ法の規定する立法手続きは、煩瑣を極めていたからである。じじつ、ヘンリー八世期になって、いわゆるテューダー絶対王政が成立し、アイルランドのフイツジェラルド家支配も終焉すると、あらたに、次のような事態が生じた。すなわち、ヘンリー八世の宗教政策によって下野せざるをえなかったカトリック（アングロ・アイリッシュ）が、議会においてポイニングズ法を武器に、かれの宗教立法を妨害するようになったことがそれである。もちろん、こうなると、ダブリン政府側でも、たえず、ポイニングズ法の停止を画策するようになったこと、いうまでもない。とはいえ、それに成功するのが、わずかに一五三六年と、エリザベス期になってからの一五六九年の二回にすぎなかったのもまた、事実である。^⑬ しかも一五六九年の場合には、以後ポイニングズ法が停止されるには、議会の過半数による事前の承認が必要であるとの新立法と抱き合わせのうえであった。^⑭ このように、ヘンリー八世期以降、ポイニングズ法は、議会の政府に対する抵抗の手段へと、その性格を変えたのである。ところが、一七世紀になって、ポイニングズ法は、その性格をまたもや変化させることになった。それがウェントワースの手によるところであったことはいうまでもない。では、かれはポイニングズ法の性格をどのように変えたのであろうか。アイルランド王国を、国王財政を潤わせる富の源泉に変えようとの使命に燃えるウェントワースに、この国の住民の意

志を尊重するつもりはなかったことはすでに述べたとおりである。しかしながら、その使命を果たすには、議会を召集して、課税協賛を得る必要があろう。その場合、議会が住民の意志表明の場ともなることは必然的であった。では、それを抑圧するにはどうすればよいのか。この一見困難な問題の解決を、ウェントワースはいとも容易に見出す。ポイニングズ法の利用がそれである。かれは、同法の規定によれば、議会の召集にしても、法案の起草にしても、そのイニシアチブはアイランド総督が有していることにあらためて、着目し、これを根拠に、アイランド議会のダブリン政府への全面的従属性を強調したのであった。^⑮ もちろん、それが、前者の法案起草・提出権の否定を意味したことはいうまでもない。^⑯ 要約すれば、ポイニングズ法は、それまでとはまったく逆に、いまやダブリン政府によるアイランド議会牽制の武器となつたのである。

もっとも、だからこそ、一六四〇—一年議会で、国制問題が反政府派の結合媒体となりえたことも忘れてはならない。いうまでもなく、かれらの狙いは、先に示したウェントワース流のポイニングズ法の利用を否定することであった。たとえば、いまやストラフォード伯に叙任されたウェントワースの過去八年にわたる統治への非難を込めて、一六四〇年一月七日に庶民院が採択した「抗議の請願」^⑰ The Petition of Remonstrance の第一四条に、「この王国の一部の大臣の強力な権力によって、議会が、その議員と行動に関する点において、本来の自由を有していない」^⑱ とあることから、それはうかがえよう。実際、一六四〇／一年一月三〇日には、庶民院は、すでに先の「抗議の請願」を国王チャールズ一世に上奏するためにロンドンに派遣していた委員会に対して、あらたに次のような指令を出す。すなわち、アイランド議会の法案起草権を確認するよう国王に要請せよと。^⑲ これが、ダブリン政府に対するアイランド議会の従属性を強調したストラフォードの見解の否定を指摘していたのはいうまでもないだろう。と同時に、それは、かれによって見出され、利用されたところのポイニングズ法の議会牽制的側面——ポイニングズ法それ自体ではない——を将来にわたって除去してしまうことを意味していたのである。

ただし、チャールズは、法案起草権を確認せよとのアイルランド議会の要望に最終的に答えてはいない。その理由は、一六四一年五月一二日のストラフォード処刑に求められる。けだし、かれの死によって、国王のアイルランド議会に対する立場が二重の意味で強化されたからである。すなわち、第一に、アイルランド議会内の反政府派の結束力が低下した。その根深い歴史的対立を越えて、プロテスタントとカトリックとが協調しえたのも、窮極的には、共通の敵ストラフォードがいればこそだったのである。しかも第二に、国王がアイルランド議会と単独に対決しうようになったことも見逃せない。ストラフォード弾劾という点において、イングランド、アイルランド両議会が協調体制——後者が前者に、ストラフォード告発に必要な情報を提供するという——にあった間は、国王は両議会それぞれに個別的に対処することはできなかった。しかし、ストラフォード弾劾裁判が終結し、イングランド議会がもはやアイルランド議会の協力が必要としなくなった時点で、国王もまた、前者を考慮することなく、後者に強い姿勢で臨むことが可能となったのである。チャールズが、アイルランド議会の要請に結局応じなかったのは、このためであった。^②

こうして、議会が、既存の国制の枠内で、平和裡にその地位改善を目指しながら、何ら得るところのないうちに、一六四一年一〇月三日、アイルランド王国は内乱へと突入していくのである。

- ① たとえば、一六四四年の総会のメンバー（貴族を除く）一六六名のうち、一六四〇年議会の庶民院議員だった者の数一六名が確認できる。*Ir. Confed. and War*, vol. III, pp. 214-216; *Journal of the House of Commons of the Kingdom of Ireland*, vol. I, pt. 1, 1796, p. 131. (以下、*Common J. Ire.* と略す)

- ② T. W. Moody, F. X. Martin & F. J. Byrne (eds.), *A New History of Ireland*, vol. III: *Early Modern Ireland*, 1976, pp. 270-271.
③ *Common J. Ire.*, p. 141.
④ *A New History of Ireland*, vol. III, p. 274. J. C. Beckett, *The*

Making of Modern Ireland 1603-1923, 1966 (rep. 1981), p. 76.

- ⑤ この動きは、イングランド長期議会のストラフォード弾劾裁判の開始と連動している。A. Clarke, "The Policies of the 'Old English' in Parliament, 1640-41", *Historical Studies*, vol. V, 1965, p. 89.
⑥ *Ibid.*, p. 88. ただし、当時のカトリックは「政治勢力としては明らかに土着のゲール系「オールド・アイリッシュ」とは区別される。議会は法的には両者に門戸を開いていたが、現実には議会に代表されていたのは後者であり、前者出身の議員はほとんど存在しなかった。」*A New His-*

tory of Ireland, vol. III, p. 247.

① *Ibid.*, p. 243.

② マーティン・ローレンスの「アイルランド統治方法」は、かれ自身の言葉をこつて「秘密政策」と呼ばれている。その具体的内容については Beckett, *op. cit.*, pp. 64-75 参照。

③ 10, Hen. VII, c. 4, E. Curtis & R. B. McDowell (eds.), *Irish Historical Documents 1172-1922*, 1943 (rep. 1977), p. 83.

④ R. D. Edwards & T. W. Moody, "The History of Poyning's Law: Part I, 1494-1615", *Irish Historical Studies*, vol. II, no. 8, 1941, p. 416.

⑤ Beckett, *op. cit.*, pp. 16-17.

⑥ *Irish Historical Documents*, p. 83; Edwards & Moody, *op. cit.*, pp. 416-417.

⑦ *Ibid.*, p. 418.

二 カトリック同盟の国王＝アイルランド議会関係に対する姿勢

アイルランド議会のダブリン行政府に対する地位について、これまで、内乱直前の一六四〇—一年におけるアイルランド議会自体の見解を検討してきた。いま、それを要約すれば、次のようになろう。すなわち、みずからの法案起草・提出権を確保することによって、ポインティング法を根拠にストラフォードが主張してきた議会の行政府に対する従属を否定しななければならないというのがそれである。もっとも、国王が、アイルランド議会の法案起草・提出権を承認しようとはしなかったことも、すでに述べた。これをいいかえれば、国王も、ストラフォードの見解を承認したことになる。そうだとすれば、ダブリン行政府の国王に対する従属は、つとにヘンリー八世期以来確立していたのであるから、いまや、アイル

⑧ *Ibid.*, p. 420; *Irish Historical Documents*, pp. 86-87.

⑨ A. Clarke, "The History of Poyning's Law, 1615-1641", *I. H. S.*, vol. XVIII, no. 70, pp. 210-214.

⑩ なぞ、それによつて、議会の起草・提出した法案を総督が受理し、これを無修正でヘンリー・セント・ジョージに送付する場合が多々あった。Edwards & Moody, *op. cit.*, p. 422.

⑪ *Common J. Ire.*, 7 Nov. 1640, pp. 162-163.

⑫ *Ibid.*, p. 163.

⑬ この委員会が「カトリック教徒、プロテスタント六名から構成せられて」 Clarke, "The Policies of 'Old English'", p. 90.

⑭ *Common J. Ire.*, 30 Jan. 1640/1, p. 167, なぞ、同様の要求が11月11日に決議された。 *ibid.*, 23 Feb. 1640/1, pp. 181-182.

⑮ *A New History of Ireland*, vol. III, pp. 284-288, Beckett, *op. cit.*, pp. 79-81.

ランド議会のダブリン行政府への従属は、同時に国王への従属をも意味するであろう。では、一六四〇——一年議会の失敗を経験しているカトリック同盟は、国王、ならびにその代理のオーモンド侯との交渉を通じて、アイルランド議会と国王とのあるべき関係をどのように主張していくのであろうか。

その前に、そもそもカトリック同盟自体は国王に対してどのような立場を取っていたのか、これを確認しておくことにする。国王が当初、アイルランドのカトリックを「反徒」と見做したことはすでに述べたとおりであり、イングランド議会もまた、同様の見解にもとづいて「募金法」を制定するのであるが、はたして、カトリック同盟は国王に対して「叛旗」を翻したのであろうか。しかしながら、実際には、まったく逆であった。カトリック同盟は、その結成時の決議において、カトリック信仰の高揚、同盟参加者の生命、自由、財産の維持とともに、国王への忠誠ならびに国王大権の擁護を組織の基本理念として掲げたのである^①。

ここで、国王に対するカトリック同盟のこの姿勢が、みずからの行為、すなわち武装蜂起のたんなる正当化に留まらず、アイルランド・カトリックの利害に直接関わっていたことに注意したい。つまり、かれらは国王の保護を真に必要としていたのである。イングランドで、長期議会がピューリタンの『反カトリックの様相を強めていたこと、しかもその議会がみずからの立法権をアイルランドにまで及ぼそうとしたこと（「募金法」の制定）を考慮すれば、アイルランド・カトリックの置かれていた立場は容易に理解できるであろう。

国王への忠誠のみならず国王大権擁護がことさらに謳われたのも、やはり長期議会によって国王大権がつぎつぎと制約されるという現実があったからにはかならない。なかでも、国王大権侵害の最たるものと捉えられたのが、「三年議会法」であった。カトリック同盟にすれば、「議会を召集、停会、あるいは解散することほど重要な国王大権はない」^②からである。

ところで、ここには、アイルランド議会と国王とのあるべき関係についてのカトリック同盟の見解がすでに示唆されて

いることも見逃せない。つまり、カトリック同盟にとって、イングランド長期議会のごとき、国王権力から独立、あるいはそれを凌駕しようとする議会は無縁の存在だったのである。この点に注意しながら、以降、カトリック同盟と国王ならびにオーモンドとの交渉を追ってみることにする。

一六四二年夏に開始されたカトリック同盟と国王との和平交渉が本格化するのには、一六四三年九月一日の、一年間の休戦^③（ただし一六四四年九月一日以降、再三にわたり更新されることになる）の成立を経てのちの、一六四四年春になつてからである。和平条件はまずカトリック同盟側から公式に提示された。一六四四年三月二八日にオクスフォードで謁見を許されたカトリック同盟の代表団が国王に上奏した、一八条からなる「アイランド・カトリックの要求」^④（以下、たんに「要求」と略す）こそが、それにほかならない。そこには、信仰の自由、土地権の確認、公職・教育の機会均等など、アイランド・カトリック、とりわけその指導層の利害に直接関わる要求とならんで、アイランド議会と国王との関係についてのカトリック同盟の見解が窺われる次のような要望があった。すなわち、国王は新議会を召集するとともに、その議会の開会中は、ポイニングズ法が停止されること、がそれである。^⑤このうち、前半分については、その要請理由は容易に説明できる。というのは、当時、アイランドでは一六四〇年三月に召集された議会がなお継続中であつたが、カトリック議員は、反徒ないしは大逆者として、一六四二年六月二日に議会から追放されていたからである。いわば、現議会はプロテスタントが占有する「残余議会」であつた。新議会が要請されたのは、こうした事情にもとづいていたのである。問題は、後半部分、すなわち、ポイニングズ法停止要求にある。これは何を意味するのであろうか。ここで、ポイニングズ法を根拠に、ストラフォードによって、その国王に対する全面的従属性を強調されたアイランド議会が、一六四〇—一年に示した姿勢が想起されよう。すなわち、このとき議会は、ポイニングズ法それ自体の是非を問題とすることなく、みずからの法案起草・提出権を確保しようとしたのであつた。ところが、これには国王が同意しなかつたこと、すでに述べたとおりである。とすれば、カトリック同盟はこの経験を踏まえ、今回は、ポイニングズ法そのものの停止によって、

次期議会の法案起草・提出権を確保しようとしたのであろうか。

少なくとも、チャールズ一世はそうに考えていたと思われる。それは、いまだ休戦交渉中の一六四二／三年一月一二日付のオーモンド宛書簡で、かれが次のような危惧を表明していることから窺えよう。すなわち、ポインクス法の撤廃ならびに議会の法案提出権の承認を、和平条件の一部として、カトリック同盟側が提示してくるのではないか、というのがそれである^⑧。したがって、国王にすれば「要求」は、まさにこうした危惧の現実化したものとみえたであろう。実際、「要求」に対するチャールズの回答では、新議会召集の前提として、次の条件が提示されている。すなわち、「(和平に向けての)すべての懸案事項が、まず〔国王とカトリック同盟とのあいだで〕合意に達し、しかも制定されるべき法律は、第一に慣習にもとづいて(イングラントに)送付される(朕はポインクス法の停止には、けっして同意しない)」こと、ならびに「合意に達し、かつ第一に送付される以外の法律を制約しようとする企てが、その議会で、行われぬ」ことである^⑨〔引用文中、「」内および傍点は筆者〕。つまり、国王は、ポインクス法の停止を明白に拒否すると同時に、議会の法案起草・提出権も間接的な表現ながら否定したのである。では、ポインクス法の停止を要求した当のカトリック同盟は、果たしてそこに、議会の法案起草・提出権確保の願望を込めていたのであろうか。

実際には、カトリック同盟側にそうした意図はなかったといわざるをえない。たとえば、オーモンドとの和平交渉に先立って一六四四年九月六日に催された、大法官ボルトンらオーモンド側代表との討論会で、カトリック同盟側の交渉委員^⑩は、ポインクス法の停止について、次のように、その要求理由を挙げている。(一) 現在の戦争状態にあっては、ポインクス法の規定にもとづく法案のイングラントへの送付は困難であり、また、多大の時間を要すること、(二) 送付された法案がイングラントで修正される危険があること^⑪。これに加えて、ポインクス法の停止が適用されるのは、和平交渉であらかじめ合意に達した事項の立法化についてのみであって、他に、目的はないことも同時に表明された^⑫。その後のオーモンドとの交渉においても、基本的にこれと同様の説明をカトリック同盟側は繰り返している^⑬。それゆえ、カトリック同盟

側のポイニングズ法停止要求に、次期議会の法案起草・提出権確保の意図はなかったといつてよからう。

こうして、ポイニングズ法停止要求は、要するに法案の送付過程の省略を目的とするものであったことは明らかである。とすれば、これに対してオーモンド側はどのような対応を示したであろうか。一言でいえば、このような提案は拒否するというのがその姿勢であった。ポイニングズ法の停止は無意味だというのである。では、なぜそれは無意味なのか。

ここで再び、一六四四年九月六日の討論会に目を向けることにする。このとき、ポイニングズ法停止にむけてカトリック同盟側が提示した二つの要求理由のそれぞれに対し、大法官ポルトンらは反駁を行っている。まず、(一)に対してであるが、かつて、エリザベス一世期に、ポイニングズ法の停止には議会による事前の承認が必要であると規定する法律が制定されたことは、すでに前章で述べた。ポルトンらが利用するのも、まさにこの法律である。というのも、同法には、正確に述べれば、ポイニングズ法を撤廃ないしは停止する法案は、それがまえて議会の両院の過半数の同意を得ないうちにイングランドへ送付されてはならないと規定されていたからである。^⑮つまり、ポイニングズ法の停止——それは議会制定法によらねばならない——には、議会による承認のうえに、さらにポイニングズ法の規定する手続きを必要とするものであり、通常の法案の立法化の場合よりも多くの過程を経なければならなかった。とすれば、和平交渉における合意事項の立法化に際しては、ポイニングズ法を停止したうえでも、同法を継続させたままの方が、より少ない時間で済むことになる。これが、ポルトンらの(一)に対する反駁であった。また、(二)に対しても、交渉で合意に達した事項＝法案がイングランドで修正されることは、締結されるべき和平条約への違反行為を意味するゆえ、ありえないとして、一蹴に付している。^⑯

和平交渉に入ってオーモンド自身が表明した見解には、九月六日のポルトンらの意見が継続されていたうえに、あらたな次のような指摘が加えられていた。すなわち、ポイニングズ法の停止が、プロテスタントの動揺ないしは不平を誘う危険があり、ひいては国王にとって有害となるというのがそれである。^⑰一六四四年四月、カトリック同盟の代表団のあとで

国王に謁見した「オクスフォード在住のアイルランド・プロテスタントの代理人」が上奏した「提案」^⑧には、ポイニングズ法停止反対が明白に謳われていただけに、オーモンドのこの指摘は十分根拠をもっていたといえよう。

こうしたオーモンド側の見解を論駁しうるあらたな論理を、カトリック同盟側は展開してはいない。にもかかわらず、ポイニングズ法の停止をめぐる交渉は、約一年間にわたって膠着するのである。その間、国王チャールズ一世は、一六四四／五年二月二七日付オーモンド宛書簡で、ポイニングズ法停止での譲歩を示唆するが、オーモンドは、五月八日の国王宛書簡で、そうした弱気な態度を諫めている。その際、かれが、カトリック同盟側は「それ（『ポイニングズ法……筆者』）が停止されなくても、停止された場合と同様に迅速かつ確実に、陛下の意図はかれらに伝達されうることを確信しているようだ」と述べているのには注意すべきであろう。じじつ、翌月二一日に、カトリック同盟側はオーモンドに対して、なおもポイニングズ法停止を要望しながら、同時に次のようにも発言するのである。すなわち、「この交渉で合意に達すべき法律が、もし必要上、イングランドに送付されねばならないとすれば、そこ（イングランド）では一切の変更・削除は行われないこと、そして、このことが和平条約中に明記されること」^⑨と（引用文中の傍点と（ ）内は筆者）。ここにきて、カトリック同盟側がポイニングズ法停止の実現をほぼ諦めてしまったことをこれは示しているといえよう。この要請をオーモンドが受諾したのはいうまでもない。^⑩

こうして、ポイニングズ法停止問題でのオーモンド側の全面的勝利が確定する。一六四六年三月二八日に締結された和平条約の第二条では、新議会召集の約束とともに、次のような規定が設けられていた。すなわち、「この条約で、議会で立法化されるのとこのことで合意に達したすべての事項は、通常の形式にもとづいて、イングランドへ送付されること、そのように合意に達し、立法化されるべき上述の法律は、こちら、あるいはイングランドにおいて一切の変更・削除を受けないこと」^⑪がそれである。

以上、ポイニングズ法停止問題をめぐるカトリック同盟と国王「オーモンドとの交渉経過を追跡し終えたところで、前

者がそこに託した意図を再度、確認しておくことのようにいえよう。すなわち、和平条約中の各条項が迅速かつ無修正に、次期議会で立法化されることを確実にするというのが、カトリック同盟の意図であった、と。いいかえれば、この章のはじめに予想したのとは異なり、議会の法案起草・提出権の回復を目指したのではなかったのである。否、それどころか、そうした議会の地位・権限の強化には、カトリック同盟はむしろ否定的だったのではないかとさえ思われる。というのは、一六四五年五月頃に到って、カトリック同盟は、あらたに、「和平条約にもとづいて次期議会で制定されるべき法律のすべて、あるいは一部を撤廃するための法律が、爾後、画策、動議、受諾、考慮、送付あるいは制定されることのない旨、議会で立法化されること」という要求を提示していたからである。これを拒否する際にオーモンドが指摘しているように、この提案は、将来にわたっての議会の立法能力全般に対する拘束——法案起草・提出権はいうにおよばず——を意味しているといわざるをえない。そうだとすれば、カトリック同盟には、ストラフォードによって既成事実化されていたアイルランド議会の国王・行政府に対する議会の従属的地位を改善させる意志など、まったくなかったということになろう。

- ① "Orders made and established by the Lords Spiritual and Temporal, and the rest of General Assemblythe 24 th day October, Anno Domini 1642;.....", *Ir. Confed. and War*, vol. II, p. 74.
- ② "The General grievances of the Peer and Gentrie of the Kingdom of Ireland, which chiefly consisteth of three", *ibid.*, p. 5.
- ③ 休戦条約の内容については *ibid.*, pp. 365-376.
- ④ この代表団は、次の六名から構成されていた。マスケリ子、A・マクダネル、N・ブランケット、R・トールボット、D・オブライエン、G・ブラマン。 *Ir. Confed. and War*, vol. III, p. 2.
- ⑤ "Humbly presented to his Sacred Majesty [Charles I.] in pursuance of their Remonstrance of Grievances, and to be annexed to the said Remonstrance", *ibid.*, pp. 128-133.
- ⑥ *Ibid.*, p. 128.
- ⑦ *Common J. Ire.*, 22 Junii, 1642, p. 299.
- ⑧ *Ir. Confed. and War*, vol. II, p. 142.
- ⑨ *Ir. Confed. and War*, vol. III, pp. 175-178.
- ⑩ *Ibid.*, p. 175.
- ⑪ カトリック同盟側の交渉委員は、先にオクスフォードに派遣されたメンバーにさらに七名が加わった、計一三名から構成された。その七名とは、ペウントガレット子、ダブリン大司教（T・フレミング）、

アントリム伯、R・ニヴァラード、P・ダースィ、J・ディロン、R・マーティンである。ただし、オーモンドと恒常的に交渉にあつたのは、一六四六年三月二十八日に成立した和平条約中の条文から、マウントガレット、マスケリ、トールボット、オブライエン、ダースィ、マホーン、マクローンの七名と考えられる。^① *Ir. Confed. and War*, vol. III, p. 270; vol. V, pp. 286, 308.

^① *Ir. Confed. and War*, vol. III, p. 280.

^② *Ibid.*, p. 281.

^③ *Ibid.*, p. 300.

^④ *Irish Historical Documents*, pp. 86-87.

^⑤ *Ir. Confed. and War*, vol. III, pp. 280-281.

^⑥ *Ibid.*, p. 315.

^⑦ "The Humble Proposition of the Agents for the Protestants in Ireland……", *ibid.*, pp. 143-148.

^⑧ *Ibid.*, p. 147.

^⑨ *Ir. Confed. and War*, vol. IV, p. 154.

^⑩ *Ibid.*, p. 252.

^⑪ *Ibid.*, p. 293. さらに、六月二十七日の交渉では、アイルランドでの変更・削減の禁止をも、カトリック同盟は要求している。*Ibid.*, p. 299.

^⑫ *Ibid.*, p. 317.

^⑬ *Ir. Confed. and War*, vol. V, pp. 286-308. なお、この和平条約は、結局のところ発効することがなかった。というのも、一六四五年にローマ教皇使節としてアイルランドに赴いたリヌチーニの指導の下、反和平派の聖職者、オールド・アイリッシュ・グループが台頭し、総会におおづ、和平条約の批准を拒否したからである。*A New History of Ireland*, vol. III, pp. 320-322.

^⑭ *Ir. Confed. and War*, vol. V, p. 288.

^⑮ *Ir. Confed. and War*, vol. IV, p. 292.

^⑯ *Ibid.*, p. 320.

三 アイルランドにおけるカトリックの政治的地位

カトリック同盟が、アイルランド議会の地位・権限の改善には無関心であったことは前章から明らかとなった。しかし、だからといって、カトリック同盟が議会それ自体を軽視していたかといえは、実際はまったくその逆である。^① たとえば、一六四二年二月の「アイルランド・カトリックの国王陛下に対する謙虚な請願」^②からもそれは明白だ。そこには、「我々には、このアセンブリを議会にする意図はないし、その権限もない、なんとすれば、あの偉大な組織（議会のこと……筆者）を召集し、あるいは解散することは、陛下にのみ存する重要な権限だからである」^③というくだりがある。この「アセンブリ」とは、カトリック同盟独自の立法機関である。総会を指しているが、独自の立法機関を有しながら、それを

議^{アイランド}会とは称さないというところに、カトリック同盟のアイランド議会尊重の姿勢が示されているといえるのである。あるいはまた、この総会の議長をチェアマンと呼び、議会で使用されるスピーカーという語を避けているところにも、カトリック同盟の気の使いようが窺われよう。このような議会それ自体を尊重しつつ、その地位・権限については無関心であるという、カトリック同盟の一見アンビヴァレントな姿勢はどう説明されるのであろうか。以下、本章ではこの問題を検討する。

まず、ここでのいう議会尊重の姿勢は、ひとつには、国王大権擁護というカトリック同盟の立場そのものから説明しうる。つまり、カトリック同盟は、総会を議会とみなされ、国王大権を篡奪したといわれたくなかったのである。もちろん、こうした消極的な理由だけでなく、より積極的な議会尊重の理由があったことはいうまでもない。ここで、アイランド王国民を構成するのは、カトリックのみではないという、きわめて平易な事実を想起しさえすればよい。カトリック同盟の切望する信仰の自由、土地権の確認、公職・教育の機会均等などは、結局のところ、すべてのアイランド臣民——したがってカトリックのみならず、これと敵対するプロテスタントも含まれる——に対して拘束力を有する議会制定法によって保証される必要があったのである。カトリックの存在や権利が法的に保証されること、これこそは、カトリック同盟にとって第一義的な課題であったということもできよう。

そうだとすると、議会の地位・権限の強化はカトリック同盟には二義的な問題ということになる。もっとも、だからといって、ここからただちに、カトリック同盟のこの点での消極的姿勢が説明されたと主張するのは、いささか早計にすぎよう。なぜなら、もし議会にしかみずからの願望を表明しうる場を求められないとなれば、カトリックにとって議会が法案起草・提出権を有することは、重要な意味をもつことになるからである。しかしながら、実際には、カトリック同盟は、議会の外で公式にその願望を表明する機会を与えられていた。一六四四年三月二八日のオクスフォードでの国王謁見がそれである。このときカトリック同盟の代表団が上奏した「要求」こそは、一種の「法案」にほかならなかった。とすれば、

カトリック同盟に、議会の法案起草・提出権をことさらに問題とする必要はなかったということになる。

しかも、議会の法案起草・提出権は、カトリックにとってむしろ危険であつたとさえいえる。その根拠は、当時のアイerland政界全体におけるカトリックの政治勢力としての弱体性に求められよう。一七世紀になってから三度召集された議会の庶民院において、カトリック議員が全議席中に占める割合は、一六一三年の四九パーセント（二一〇議席中二〇二議席）から一六三四年の四四パーセント（二五八議席中一二二議席）、さらに一六四〇年には三一パーセント（二四〇議席中七四議席）へと減少している。^⑤つまり、カトリックは一七世紀になってからは常に議会内少数派だったのであり、しかもその勢力は、議会が召集されるごとに縮小していたのである。こうした傾向からすると、カトリック同盟がその召集を望む新議会において、カトリック議員が多数派を形成する可能性は小さかつたといわざるをえない。そうした議会が法案起草・提出権を有するならば、カトリックは次のような危険に直面することになる。すなわち、敵対関係にあるプロテスタント派から反カトリック的内容の法案が提出される——そうなれば、それが立法化されないという保証はない——という事態が生じることがそれである。つまり、カトリックにしてみれば、新議会——それ以降についても同様だが——は、法案起草・提出権などもたない方がむしろ安全ということになる。オーモンドとの和平交渉において、カトリック同盟側から、次期議会の制定法を撤廃するがごとく画策が未来永劫、行われざるべく法的に保障されるようにとの要請があつたのも、このためだったのである。

一方、一六四〇——一年議会で、法案起草・提出権の回復にカトリック議員も積極的だったのは、まったくの例外的状況にもとづいていた。すなわち、このときは、カトリック議員は反ストラフォード・反政府派のプロテスタント議員と、その歴史的対立を越えて、むしろ協調関係にあったのである。しかも、プロテスタント議員が、反政府派と政府擁護派に分裂したことによって、議会内少数派のカトリック議員が、いわばキャスティング・ボートを握つていた。^⑥いいかえれば、カトリック議員がみずからの実際の政治力を客観的に評価するのはきわめて困難だったということができよう。こうし

た状況の下では、議会の法案起草・提出権がもつ危険性をカトリック議員が認識しえなかったのも当然であった。

とまれ、一六四〇—一年議會でのカトリック議員と反乱勃発後のカトリック同盟とは、その置かれた状況はまったく異なっていたのである。前者にとっては、在野のプロテスタントとともに、強大化する王権——アイルランド総督・行政府を通して行使される——に対してアイルランド議会の地位・権限を強化することこそが、みずからの利害の保全に直接つながっていた。これに対し、プロテスタントと敵しい対立状態にあった後者にすれば、みずからの権利やあるいは存在そのものの防衛に、最終的には議会——というよりも議会制定法——が必要であるにしても、まずは国王権力による保護が不可欠だったのである。カトリック同盟が国王大権の擁護を謳ったのはこのためであった。しかし、そうなると、王権に対する議会の地位・権限の強化は不可能となろう。また、それは無意味でもあった。議会は、あらかじめ国王とのあいだで合意に達した事項をそのまま立法化しさえすればよいのであって、それ以上の機能をもつことは、カトリックにとって危険だからである。いふなれば、国王との直接交渉の道が開かれているかぎり、カトリックにはアイルランド議会が国王の協賛機関に留まっている方が好都合であった。こうして、かつて一六四〇—一年にアイルランド議会の王権に対する従属的地位に憤激した同じカトリックが、いまや、それを積極的に肯定するに到ったのである。ここに、単独の政治勢力としてのアイルランド・カトリックの弱体性が如実に表わされているといってもよいであろう。

- ① この点ば、D・F・クレガンやJ・C・ベケットの強調するところを参照。Cregan, op. cit., p. 105; Beckett, "The Confederation of Kilkenny Reviewed", in do. (ed.), *Confrontations: Studies in Irish history*, 1972, p. 56.
- ② "The humble petition of the Catholics of Ireland. To the Kings Most Excellent Majesty", *Ir. Confed. and War*, vol. II, pp. 129-132.
- ③ *Ibid.*, p. 131.
- ④ Cregan, op. cit., p. 105.
- ⑤ Beckett, *The Making of Modern Ireland 1603-1923*, p. 50; Clarke, "The Policies of the 'Old English'", p. 88.
- ⑥ *Ibid.*, p. 88.

おわりに

国王・オースモンドとの和平交渉を検討してみた結果、明らかとなったカトリック同盟のアイerland議会観の特徴は、そのきわめて保守的な性格にあった。すなわち、アイerland議会が国制上、現状の地位を維持すること、つまり、国王に対して完全に従属的な、いわば国王のたんなる協賛機関に留まることをカトリック同盟は最適と考えたのである。このことは、アイerlandにおけるカトリックの政治勢力としての弱体性を示していた。ところで、同じくカトリック同盟によって主張された「アイerland議会独立論」を評価するにあたって、この保守的なアイerland議会観が重要な意味をもってくることを指摘して、小論を閉じることにしたい。

ここで、アイerland議会がイングランド議会から独立している根拠を、カトリック同盟が両議会の対等性に求めている点^①に注目する必要がある。たしかに、「長期議会」が召集される以前のイングランド議会であれば、国王への従属という点において、アイerland議会と「対等」であったともいえる。しかし、いまや「長期議会」は、国王大権を抑圧して、国王に対する優位を確立しつつあった。こうした現実を前にして、なお両議会の対等性を主張しようとすれば、方法はふたつしかないであろう。ひとつは、アイerland議会の国制上の地位をもまた、イングランド議会に則して向上させ、それによってあらたな「対等性」を創造することであり、他のひとつは、現実の動向を否定して、かつての「対等性」に固執することである。では、カトリック同盟は、このふたつの方法のいずれを選択しえたであろうか。

先に述べたカトリック同盟の保守的なアイerland議会観が重要な意味をもっているのは、まさにここにおいてである。というのも、それは、カトリック同盟が前者の方法を選択するのを不可能にしてしまうからである。カトリック同盟には、後者の道しか残されていなかった。いいかえれば、カトリック同盟にとって、「イギリス革命」前のアイerland、イングランド両議会の関係が、あくまで常態だったのである。^②

と同時に、このことは、プロテスタントの利害にのみ立脚するにすぎず、しかもたんにカトリック同盟の思想を継承したにすぎないとして、近年とみにその評価が低下しているプロテスタント優位体制下のアイランド議会独立論、とりわけモリヌークスやスウィフトのその再評価の糸口を与えていると思われる。③というのは、カトリック同盟とモリヌークス、スウィフトの置かれていた歴史的環境は、二重の意味で、大きく変化していたからである。すなわち、第一に、後者の時代には、イングランドでは名誉革命体制、つまり、議会主権が確立していたのに対し、前者の時代には、いまだ国制上の優位をめぐる国王とイングランド議会との闘争は最終的な結着をみてはいなかった。それゆえ、アイランド、イングランド両議会がともに国王に従属するという「イギリス革命」前の関係を、カトリック同盟は常態とみなすことができたにしても、モリヌークスやスウィフトにはそれはまったく不可能だったといわざるをえない。さらに、第二には、アイランド王国内において、カトリック同盟とモリヌークス、スウィフトの立場は決定的に異なっていた。後者が代弁するプロテスタント層は、アイランド全島にわたる支配層の座を、名誉革命に伴う、いわゆる「ウィリアムのセトルメント」によってすでに確立していたのである。とすれば、かれらのアイランド議会独立論は、アイランドにおけるその政治的弱体性のあらわれといえるカトリック同盟の保守的なそれとは、おのずから本質を異にするであろう。実際、プロテスタント優位体制——全島におよぶ排他的支配層の成立は、アイランド統治における議会の役割の強化——議会召集の頻繁化、政党の出現など——をもたらししている。④モリヌークスやスウィフトのアイランド議会独立論も、こうした、カトリック同盟の時代にはみられなかったアイランド議会自体の充実を視野に入れたうえで、評価が為されるべきである。とまれ、モリヌークスやスウィフトの主張を、プロテスタント支配層のたんなる利己主義のあらわれとみるか否かは別として、カトリック同盟の思想の継承にすぎないとするのはいささか皮相的な見方ではなからうか。

① *Ir. Confed. and War*, vol. II, p. 238.

② ただし、このことは、カトリック同盟の全般的性格の保守性を意味

するわけではない。たとえば、従来の地域差や人種の違いといった障壁を越えて、共通の信仰の下に「カトリック・ネーション」を創出し

ようとした試みには、カトリック同盟の画期的意義が認められよう。しかし、他面、カトリシズム（ローマ教皇）とプロテスタントの国王とに同時に忠誠であろうとした点、そのため、「カトリック・ネーション」の創出という理念とは逆に、内部分裂をひきおこしていった点などを考慮するとき、カトリック同盟の歴史的性格を一面的に規定するのは困難となるのであり、そのアイルランド議会観にみられる保守性も、カトリック同盟のもつ複雑な性格の一面として捉えられるべきものである。全体としてのカトリック同盟の歴史的性格の解明や位置づけは、今後の多面的な研究を待たねばならない。その際、通時的にアイルランド史上での位置づけのみを問題とするのではなく、共時的

にイギリス革命との連関においてカトリック同盟を捉える視座も必要であろう。

- ③ 竹本 洋、「アイルランド・プロテスタントのナショナリズム——W・モリニクス論争にみる自治主義の性格——」堀越 智編著、『アイルランド・ナショナリズムの歴史的研究』、論創社、昭五六、一—三六頁、参照。

- ④ F. G. James, *Ireland under the Empire 1688-1770*, 1973, pp. 26-50.

（大阪大学大学院生

The Markets in Han 漢 Period

by

Yasuo Sahara

The markets in Han period were developed in such places where expense in government (i.e. government office, palace and official storehouse) was made, and at the centre of consumption of beaurocrats or other inhabitants in cities and points of traffic importance (i. e. crossroad and bridges). These urban markets had their own origins and local conditions. In those days fairs were regularly established in some villages scattered around city walls. Thus, economic relations were made between one city and another or between cities and villages around them.

These markets and fairs were controlled by government, and their administrative organization was based on *ting* 亭 system. In this point, the administrative system of markets in Han period was essentially different from that in Tang 唐 period. And their organization was gradually established under the policy which was promoted to strengthen and grow rich the country, and finally became to be made much of as a part of municipal regime in Warring States period.

So markets in Han period are closely connected with the development of cities in Warring-States period.

The Confederate Catholics' View on the Irish Parliament during the English Revolution

by

Tadashi Yamamoto

The recent study emphasizes that the Confedefate Catholics of Ireland, the organization of the catholics in 1640s played an initial role in the movement of the parliamentary independence in Ireland. Some historians even point out that Molyneux and Swift who were

formally considered as theoretical pioneers in the movement, only followed the idea that the Catholics initiated. But the argument which focuses exclusively upon the relationships of the England-Ireland parliaments tends to overlook the important fact; indeed the Catholics acted against the assertion that English laws were enforceable in Ireland. But the idea itself was developed in the process of the constitutional conflicts between the English parliament and the crown. While the assertion made by the Catholics is often evaluated based on the relationships of the England-Ireland parliaments, we must reconsider the problem in a triangular relation — the English parliament, the Irish parliament and the crown. Here we will pay our special attention to the Catholics' view on the relation between the Irish parliament and the crown, which is most typically reflected in a series of the peace negotiations which took place between the Confederate Catholics and Charles I.

German Capitalism in the interwar period and the Place of the Automobilindustry

by

Yuji Nishimuta

In German capitalism in the interwar period which had changed drastically from "Weimar" to "National Socialism", German automobilindustry developed in a peculiar trace.

At the Industrial-rationalization era in Weimar republic, they had to struggle for existence against American automobilindustry which had an overwhelming competition-power. In spite of their reformations of the productionprocess, they had to be distressed at crises of management. The rapid process of capital centralization occurred. And after the world economic Crisis, amazing development in the 'National Socialistic' period.

In this way through the 1920's and 30's, German automobilindustry has realized an enormous growth, from a negligible being at the beginning to one of the key-department in German Capitalism at the end.